

平成23年第7回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成23年7月13日(水) 8:34~8:55
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長,
佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 石ヶ森教務部長,
山内総務課長, 藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 堤総務課長補佐,
国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、平成23年7月1日付けで就任された役員等の紹介が行われた。

次いで、第6回役員会(平成23年6月22日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ①助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合には、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。
- ②この度、眼科所属の助教が、平成23年9月1日付けで週4日勤務の医員として勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。
- ③本件については、7月5日開催の大学運営会議の議を経ていること。

審議の結果、助教について、平成23年9月1日付けで医員として採用することが了承された。

2. 就業規則の一部改正について

(1) 非常勤職員就業規則

(2) 非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則

本件について、学長から発議があり、研究の継続性の観点、或いは特定分野の専門的な知識・経験又は特殊な技術・技能をもって本学に貢献していただきたい場合に、満65歳を過ぎても雇用できる特例を設ける旨の説明が行われた。

次いで、山内総務課長から資料2及び3に基づき説明の後、審議の結果、資料のとおり「非常勤職員就業規則」及び「非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則」を改正することが了承された。

なお、施行日は、平成23年7月13日とする旨学長から付言があった。

3. 寄附講座の延長について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり「心血管再生・先端医療開発講座」の設置期間を、平成23年9月1日から平成26年8月31日までの3年間延長することが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 議長の職務代行について

役員会規程第4条第3項の規定に基づく職務の代行については、笹嶋 唯博理事を指名すること。

(2) 人工透析室増床に伴う改修工事等について

人工透析室の増床に伴う改修工事を資料のとおり進めること。

なお、中西施設課長から、資料6-1～3に基づき説明があった。

2. その他

竹中理事から、旭川ウェルビーイング・コンソーシアムについて、米国ポートランド州立大学の活動を参考に、地域における事業活動等に学生が参加する教育プログラムの意義に関する公開シンポジウムを6月5日（日）に開催したこと。地域連携としての側面もあり、来年度に向けてプログラムの具体化を図っていくことの報告があった。

次回の開催予定

8月の役員会は、特別の議題がない限り休会とし、次回役員会は、平成23年9月14日（水）午前8時30分から開催すること。

以上